

第6次豊橋市総合計画策定支援等委託業務

プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

第6次豊橋市総合計画策定支援等委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

第6次豊橋市総合計画策定支援等委託業務 仕様書（以下「業務仕様書」という。）
のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

(4) 契約上限金額

金9,200,000円（消費税及び地方消費税相当含む。消費税率は10%を適用。）
を上限とし、これを超えた提案は無効とする。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 平成30・31年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種〔307 調査委託〕、〔07 総合研究所〕について登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

(4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 平成26年4月以降に、地方公共団体が発注する同種・同類業務を元請として履行した実績を有する者であること。

3 担当部局

所管課 豊橋市企画部政策企画課（市役所東館5階）
郵便番号 440-8501
住所 愛知県豊橋市今橋町1番地
メールアドレス seisakukikaku@city.toyohashi.lg.jp
電話番号 0532-51-3152
FAX 0532-56-5091

4 参加意向申出書の提出及び提出期限

本プロポーザルへの参加を希望する者は下記提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向申出書（様式1）
- イ 会社概要（様式2）
- ウ 同種・同類の業務実績表（様式3）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(5) 提出期限

令和元年6月7日（金）午後5時必着

5 参加意向申出書に関する質問及び回答

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については以下による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期限

令和元年6月3日（月）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式4）により電子メールにて提出すること。

(4) 回答

令和元年6月4日（火）

本市ホームページに掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2622.htm>

6 提案資格の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

※令和元年6月10日（月）発送予定

7 提案書の作成要領

提案書の作成にあたっては、「業務仕様書」及び「第6次豊橋市総合計画策定支援等委託業務 評価基準（以下、「評価基準」という。）」を参照すること。

(1) 提案書の様式は次に示すとおりとする。

- ア 提案書-業務実施体制（様式5）
- イ 提案書-業務実施工程表（様式は任意）
- ウ 提案書-業務実績表（様式3）
- エ 提案書-本文（様式は任意）

(2) 見積書及び見積内訳書（様式は任意）

(3) 留意事項

- ア 提案内容と評価項目の対応を明確にし、対応ページ一覧を付すること。
- イ 正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること（必要に応じてA3サイズで作成し、A4版にそろえて調整することは可）。ただし、提案書は表紙、目次等を含めて30ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
- ウ 副本には提案者名が特定できるような記述（社名、ロゴ等）をしないこと。
- エ 定量的に把握可能な事項については、可能な限りその数量等を明記し、それが困難な場合には定性的に把握可能な表現を用いて簡潔に記述すること。
- オ 専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現を用いて記述すること。
- カ 見積内訳書の作成については、業務内容や人件費等で細分化して提示すること。

(4) 提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

8 提案書等の提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

ア 提案書 10部（正本1部、副本9部）及びCR-R（DVD-Rも可）にて電子データ一式

イ 見積書及び見積内訳書 各1部

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

（4）提出期限

令和元年 6 月 25 日（火）午後 5 時必着とする。提出期限後に到着した提案書は無効とする。

9 提出書類の取り扱い

- （1）提案書等の著作権は提案者に帰属し、提案者の許可なく使用しない。ただし、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は特定事業者の提案書等の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- （2）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成 8 年豊橋市条例第 2 号）」に基づき、同条例第 12 条第 1 項または第 2 項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- （3）提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- （4）提出された提案書等は、返却しない。
- （5）提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- （6）提出書類について、本業務で必要な範囲において、複製できることとする。

10 提案にあたっての質問及び回答

提案に関する質問の受付及び回答については次に示すとおりとする。

（1）質問先

3 担当部局と同じ

（2）質問期限

令和元年 6 月 13 日（木）午後 5 時まで

（3）質問方法

質問書（様式 4）により電子メールにて提出すること。

（4）回答

令和元年 6 月 14 日（金）までに参加資格が確認できた者全てに対し電子メールで回答する。

11 提案内容の評価及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「第 6 次豊橋市総合計画策定支援等委託業務プロポーザル評価委員会」において、下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続きを行う。

(1) プレゼンテーション、ヒアリング

- ア 日時 令和元年7月2日(火) 午後の指定する時間
時間、場所及び留意事項等については、令和元年6月26日(水)までに提案書の提出が確認できた者全てに対し電子メールで別途案内する。
- イ 持ち時間 (ア) プレゼンテーション 20分以内
(イ) 質疑応答 10分程度
- ウ 機器 プロジェクタ及びスクリーンに関しては本市で準備するが、その他必要な機器は、提案者において用意すること。
- エ その他 出席者は3名以内とし、本業務において受託者となった場合の業務担当者が主となり、プレゼンテーションを実施すること。

(2) 評価基準

別添「評価基準」による。

(3) 契約候補者の特定

- ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。
- イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ウ 評価委員会各委員の持ち点(150点)を合算した値(満点)の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値(合計点)が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。なお、提案者が1者の場合は、評価項目「業務委託料」を除く持ち点(140点)を合算した値の5割を最低基準点とし、各委員の評価項目「業務委託料」を除いた評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は、特定しない。
- エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者(最低基準点を満たしている者に限る。)を新たな契約候補者として手続を行うものとする。
- オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の「市民ワークショップの企画・運営業務」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する。

12 評価結果に関する事項

(1) 評価結果

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面にて通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「第6次豊橋市総合計画策定支援等委託業務にかかる提案書の特定者について(様式6)」を豊橋市企画部政策企画課内において配置し、これを閲覧させること及び3の担当部局ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 に同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前8時30分から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

13 無効となる提案

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

14 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。（採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。）
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

15 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参（土・

日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで)又は郵送により速やかに提出すること。

- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 業務仕様書、評価基準に示すものは主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。
- (6) プレゼンテーション時には、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ等)を提示してもよい。
- (7) プレゼンテーション時において、その趣旨及び内容に変更がない範囲において提案書と別の資料を提示することは可とする。
- (8) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (9) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (10) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

16 スケジュール(予定)

時 期	内 容
5月27日(月)	公告(ホームページ)
6月3日(月)	参加意向申出書に関する質問期限
6月4日(火)	参加意向申出書に関する質問への回答
6月7日(金)	参加意向申出書の提出期限
6月10日(月)	参加資格確認結果通知
6月13日(木)	提案書に関する質問期限
6月14日(金)	提案書に関する質問への回答
6月25日(火)	提案書提出期限
6月26日(水)	スケジュール等通知
7月2日(火)	評価実施
7月4日(木)	結果通知